

長崎市・長与町新浄水場共同整備事業
運転維持管理業務委託契約書（案）

令和 7 年 4 月

長崎市・長与町

長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 運転維持管理業務委託契約書(案)

(基本条項)

- 1 契約件名 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 運転維持管理業務委託契約
- 2 契約金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
(内訳の詳細は、別添内訳書のとおり)
ただし、以下に定める約款(以下「**本約款**」という。)の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 3 事業期間 契約効力発生日(基本契約の締結日をいう。以下同じ。)から
令和 30 年 3 月 31 日まで
(運営準備期間)契約効力発生日から令和 15 年 3 月 31 日まで
(運営期間)令和 15 年 4 月 1 日から令和 30 年 3 月 31 日まで
- 4 履行場所 新浄水場(長崎県西彼杵郡長与町高田郷 298-1、ほか 1 筆)ほか
- 5 契約保証金 本運転維持管理業務委託契約第2条に定めるとおり

長崎市を発注者とし、長崎市・長与町新浄水場共同整備事業基本契約書(以下「**本基本契約**」という。)**【本基本契約の対象となる事業の表示】**第 2 項 2 号に定義する運転維持管理グループ構成企業(このうち、●が本基本契約第 9 条 4 項 5 号にいう運転維持管理グループ構成企業の代表者となる。)を受注者とし、発注者と受注者は、長崎市・長与町新浄水場共同整備事業(以下「**本事業**」という。)に係る運転管理及び保守管理業務(以下「**本業務**」という。)について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、長崎市上下水道局契約規程(昭和 52 年 4 月 1 日規程第 4 号)及び本約款の定める契約条項によって、本事業の事業契約の一部として長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 運転維持管理業務委託契約(以下「**本運転維持管理業務委託契約**」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本基本契約に定める運営事業者が設立された場合、受注者は、本基本契約第 9 条 2 項 2 号に基づき、運営事業者に対して本運転維持管理業務委託契約における受注者としての契約上の地位並びに権利及び義務を承継するものとする。

令和 年 月 日

長崎市

(受注者) (運転維持管理グループ構成企業の代表者)

[住所]

[会社名]

[代表者名] 印

(運転維持管理グループ構成企業)

[住所]

[会社名]

[代表者名] 印

(運転維持管理グループ構成企業)

[住所]

[会社名]

[代表者名] 印

(運転維持管理グループ構成企業)

[住所]

[会社名]

[代表者名] 印

別添内訳書1

(単位:円)

年度	固定費(a)(税抜額)				変動費(b) (予定額) (税抜額)	合計 (a+b) (税抜額)	消費税及び 地方消費税 相当額	合計 (税込額)
	固定費 i	固定費 ii	固定費 iii	計				
令和 15 年度								
令和 16 年度								
令和 17 年度								
令和 18 年度								
令和 19 年度								
令和 20 年度								
令和 21 年度								
令和 22 年度								
令和 23 年度								
令和 24 年度								
令和 25 年度								
令和 26 年度								
令和 27 年度								
令和 28 年度								
令和 29 年度								
合 計								

※ 変動費は、処理単価(本運転維持管理業務委託契約の契約効力発生日における額●●●円/m3(●●●円に消費税及び地方消費税●●円を加えた額))に計画処理量を乗じて算出しており、実際の支払いは、本約款による。

※ 15 年間の消費税相当額合計を契約金額に合わせるため、各年度の消費税及び地方消費税相当額を端数調整している。

長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 運転維持管理業務委託契約約款

目 次

第1条（総則）	1
第2条（契約の保証）	2
第3条（権利・義務の譲渡の禁止）	2
第4条（著作権の譲渡等）	3
第5条（一括再委託等の禁止）	3
第6条（特許権等の使用）	4
第7条（善管注意義務及び近隣対応）	4
第8条（許認可、届出等）	4
第9条（監督職員）	4
第10条（運営準備期間及び運営期間）	5
第11条（実施計画書）	5
第11条の2（業務向上提案）	5
第12条（本業務の範囲）	5
第13条（業務範囲の変更）	6
第14条（業務責任者・運転管理員等）	6
第15条（事業の場所）	6
第16条（試運転等）	6
第17条（検査）	7
第18条（再履行）	7
第19条（指定期日の延期等）	7
第20条（履行報告）	7
第21条（改良保全）	7
第22条（発注者によるモニタリング）	8
第23条（受注者によるモニタリング）	8
第24条（発注者による業務の是正勧告）	8
第25条（業務責任者等に対する措置要求）	8
第26条（本約款、要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務）	9
第27条（臨機の措置）	9
第28条（要求水準書等の未達成）	9
第29条（要求水準の未達成等に伴う費用負担、固定費 i の減額等）	10
第30条（委託料の支払い）	10
第31条（委託費の改定）	10
第32条（法令変更）	10

第 33 条 (不可抗力)	11
第 34 条 (不可抗力による負担)	11
第 35 条 (運営期間終了時の明け渡し条件)	11
第 36 条 (受注者の債務不履行)	12
第 37 条 (受注者の債務不履行に伴う費用負担及び固定費 i の減額)	12
第 38 条 (発注者の任意解除権)	12
第 39 条 (発注者の催告による解除権)	12
第 40 条 (発注者の催告によらない解除権)	13
第 41 条 (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	15
第 42 条 (発注者による一部解除権)	15
第 43 条 (受注者の催告による解除権)	15
第 44 条 (受注者の催告によらない解除権)	15
第 45 条 (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	15
第 46 条 (法令変更又は不可抗力の場合の解除)	15
第 47 条 (本運転維持管理業務委託契約の解除による終了に際しての処置)	16
第 48 条 (発注者の損害賠償請求等)	16
第 49 条 (受注者の損害賠償請求等)	18
第 50 条 (損害賠償等)	18
第 51 条 (所有権)	18
第 52 条 (第三者への損害)	18
第 53 条 (保険)	19
第 54 条 (公租公課の負担)	19
第 55 条 (秘密保持)	19
第 56 条 (個人情報の保護)	20
第 57 条 (株主への支援要請)	20
第 58 条 (遅延損害金)	21
第 59 条 (補則)	21

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、基本契約及び**要求水準書等**(質問回答書、長崎市・長与町新浄水場共同整備事業要求水準書(以下、「**要求水準書**」という。)、長崎市・長与町新浄水場共同整備事業入札説明書(以下、「**入札説明書**」という。)、入札提出書類(提案書を含む。))を総称していう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本運転維持管理業務委託契約(本約款及び要求水準書等と一体となるものとする。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、表記の事業期間(以下「**事業期間**」という。)、本業務として、要求水準書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、要求水準書等に従い、それぞれ日々又は指定する日までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金(以下「**委託費**」という。)を支払う。

3 本運転維持管理業務委託契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

5 受注者は、本約款及び要求水準書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定める。

6 本運転維持管理業務委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、本運転維持管理業務委託契約で用いる用語は、本運転維持管理業務委託契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、基本契約及び要求水準書等に定義された意味による。

7 本運転維持管理業務委託契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 本運転維持管理業務委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別な定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定められたものによるものとする。

9 本運転維持管理業務委託契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 本運転維持管理業務委託契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 本運転維持管理業務委託契約に係る訴訟については、長崎地方裁判所をもって合意による専属的合意管轄裁判所とする。

12 基本契約、本約款、質問回答書(入札説明書等に関する質問回答書をいう。以下同じ。)、要求水準書、入札説明書、入札提出書類の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、入札提出書類の順にその解釈が優先するものとする。ただし、入札提出書類に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、入札提出書類の記載が要求水準書等に優先するものとする。

13 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、本運転維持管理業務委託契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータを十分に検討した上で、本運転維持管理業務委託契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入

手を理由として、本業務の困難性、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(契約の保証)

第2条 受注者は、運営期間の始期までに次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

なお、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証書を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保として発注者が確実と認める有価証券等の提供
 - (3) 本運転維持管理業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
 - (4) 本運転維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 運営期間中、前項の保証に係る各事業年度の契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「**保証の額**」という。)は、事業期間中に発注者が支払う各年度の委託費の10分の1以上の金額とする。
- 3 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第48条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項第1号の契約保証金には利息を付さないものとする。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第3号に掲げる保証及び第4号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる運営期間中における更新を認めるものとする。
- 6 委託費の変更があった場合には、保証の額が変更後の対象保証額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 発注者は、本運転維持管理業務委託契約が終了したときは、第1項第1号に基づき納付された契約保証金又は同項第2号に基づき提供された契約保証金に代わる担保として提供された有価証券等で残存するものを、受注者に返還する。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第3条 受注者は、本運転維持管理業務委託契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、本業務の遂行により生じた成果物(未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保権を設定し、若しくはその他の処分(これらの予約も含む。)をしてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第4条 本運転維持管理業務委託契約に基づき、発注者が受注者に対して提供した情報、書類、図面等に関する著作権その他の知的財産権(発注者に権利が帰属しないものを除く。)は、発注者に属する。ただし、発注者は、受注者に対して、本運転維持管理業務委託契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で使用させる。

2 受注者は、本運転維持管理業務委託契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権その他の知的財産権(受注者に権利が帰属しないものを除く。)は、全て受注者に属する。

ただし、受注者は、発注者に対して、本運転維持管理業務委託契約の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。なお、発注者は、成果物のうち受注者の固有の技術的情報に関するものを使用する場合には、事前に受注者に対して成果物の使用に関する確認を行う。

3 受注者は、自ら又は権利者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 前項に規定する著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
- (2) 基本契約第4条2項に定める本施設のうち、本業務の対象となる施設(以下「**運転維持管理対象施設**」という。)に受注者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (4) 著作権法(昭和45年法律第48号)第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使すること。

4 発注者は、次の各号に掲げる場合、受注者の作成した成果物を公開することができる。ただし、開示される成果物に受注者の営業上の秘密が含まれるときは、発注者は、受注者の事前の書面による承諾を得るものとする。

- (1) 長崎市情報公開条例(平成13年10月1日条例第28号)その他法令に基づく場合
- (2) 議会に提出する場合
- (3) 広報に使用する場合(発注者が認めた公的機関による使用を含む。)

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者(以下総称して「**再委託先等**」といい、入札提出書類に基づいて再委託された構成企業も含むものとする。)に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

2 発注者は、再委託先等に対する委託又は請負に関して、合理的な範囲で、受注者に対して、当該委託又は請負に係る契約の条件(契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。)その他の必要な事項の説明を求めることができる。

3 第1項の規定による委託又は請負は、全て受注者の責任及び費用において行うものとし、再委託先等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

4 第1項の規定により業務を委託され、又は請け負った再委託先等がさらに第三者に業務を委託し、又は請け負わせる場合(順次行われる再委託、下請負も同様に扱われる。)、第1項及び第2項を準用す

る。また、かかる第三者の使用も全て受注者の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「**特許権等**」という。)の対象となっている材料、技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、技術等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(善管注意義務及び近隣対応)

第7条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本運転維持管理業務委託契約に基づき、周辺住民の信頼と理解及び協力が得られるよう本業務を実施しなければならない。

- 2 発注者は、本件業務が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 3 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関する住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等が発生した場合、自己の責任及び費用において、必要な対応及び解決を図るものとする。
- 4 受注者は、本施設の補修又は更新の実施にあたっては、自己の責任及び費用において、本施設の補修又は更新の実施に伴って発生する有害物質や騒音、振動等、その他近隣等の生活環境に与える影響を勘案し、必要な措置を講じるとともに、近隣住民等への対応や苦情対応等を適切に行わなければならない。

(許認可、届出等)

第8条 受注者は、本運転維持管理業務委託契約に基づく受注者の義務を履行するために必要な一切の許認可等を自己の責任及び費用において取得・維持し、また、本運転維持管理業務委託契約に基づく受注者の義務を履行するために必要な一切の届出についても自己の責任及び費用において提出する。ただし、発注者が取得・維持すべき許認可等及び発注者が提出すべき届出は除くものとする。

- 2 受注者は、前項の本運転維持管理業務委託契約に基づく受注者の義務を履行するために必要な許認可等及び届出の申請に際しては、発注者に書面による事前説明及び事後報告を行う。
- 3 発注者は、受注者からの要請がある場合は、受注者による許認可等の取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。
- 4 受注者は、発注者からの要請がある場合は、発注者による許認可等の取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、本約款の他の条項に定めるもの及び本約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち

発注者が必要と認めて監督職員に委任した権限を有する。

- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置いて前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に本約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者が監督職員を置いたときは、指示等については、別途発注者が定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 5 発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(運営準備期間及び運営期間)

第 10 条 事業期間のうち、運営準備期間及び運営期間については、次のとおりとする。

- (1) 運営準備期間は、本運転維持管理業務委託契約の締結日から令和15年3月 31 日までとする。
 - (2) 運営期間は、令和15年4月1日から令和30年3月 31 日までとする。
- 2 運営期間の始期、終期の変更は行わないものとする。ただし、基本契約第8条第3項により、基本契約の締結者間で、運営期間の始期及び終期の変更について合意された場合は、それに従うものとし、その場合において委託費の変更がある場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

(実施計画書)

- 第 11 条** 受注者は、本運転維持管理業務委託契約締結後速やかに、本業務の遂行に係る実施計画書(以下「**本実施計画書**」という。)及び要求水準書に基づく運転管理マニュアル(以下「**本運転管理マニュアル**」といい、本実施計画書と併せて「**本実施計画書等**」という。)を作成し、運営期間の開始前までに、発注者の確認を受けなければならない。なお、受注者は、本実施計画書等を変更しようとする場合、発注者の事前の確認を受けなければならない。
- 2 発注者は本実施計画書等又はその変更の確認を行ったことそれ自体を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、事業期間全期間において、受託者の責任において本業務を実施しなければならない。

(業務向上提案)

- 第 11 条の 2** 受注者は、本事業に関する業務について、要求水準書等で示す手法より効果的かつ効率的な業務手法を発注者に提案することができる。
- 2 発注者は、前項により提案された業務手法について検討した結果、当該業務をより効果的かつ効率的に実施できると判断した場合、これを取り入れることができる。
- 3 前項の業務改善に係る費用は、発注者と受注者で協議の上決定するものとし、必要に応じて本契約の契約金額に反映させるものとする。
- 4 第2項において、提案された業務手法により当初に比べて発注者の経費節減効果が明らかとなる場合、受注者は、経費節減効果に相当する金額のうち一定割合を受け取ることができる。なお、当該割合については、発注者と受注者で協議の上、決定する。

(本業務の範囲)

第 12 条 発注者は、運営期間において、本業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。受注者の行う本業務の範囲は、本約款及び要求水準書等に定めるとおりとする。

2 前項の定めにかかわらず、受注者は、運転維持管理対象施設の機能を維持するため又は運転維持管理対象施設を円滑に運営し、かつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。

3 受注者は、要求水準書等に規定された運転維持管理対象施設の仕様及び性能を満たし、労働災害等を発生させないように適正に本業務を行わなければならない。

(業務範囲の変更)

第 13 条 発注者は、必要と認める場合は、受注者に対する通知をもって要求水準書等に定める本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

2 受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 本業務の範囲の変更及びそれに伴う委託費の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(業務責任者・運転管理員等)

第 14 条 受注者は、本業務の履行に関し、必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任し、書面によって発注者に通知しなければならない。業務責任者は、本業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括するものとする。

2 受注者は、要求水準書等に基づき本業務について、必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を運転管理員として選任し、書面によって発注者に通知しなければならない。

3 前2項のほか、受注者は、要求水準書等に基づく本業務の履行にあたって必要とされる人員及び有資格者を確保し、本運転維持管理業務委託契約の終了まで、これを維持しなければならない。

(事業の場所)

第 15 条 受注者は、発注者が別途指定する施設において本業務を実施しなければならない。

2 受注者が本業務を遂行するにあたり申請したときは、発注者は前項の施設に付随する事務室、休憩室その他の設備を受注者に無償で使用するものとする。この場合において、当該設備の位置及び範囲は、発注者が定めるものとする。

3 受注者は、前2項の規定により使用する施設又は設備について、善良なる管理者の注意をもって使用し、本運転維持管理業務委託契約が終了又は解除された時には、発注者の指示に基づき返還しなければならない。

(試運転等)

第 16 条 受注者は、運営準備期間中、要求水準書等に基づき運転維持管理対象施設の試運転を行うものとする。

2 受注者は、建設請負事業者と協力して運営事業開始の準備を行うとともに、受注者の従業者(再委託先等の従業者を含む。)をして、建設請負事業者から必要な教育訓練を受講させ、円滑に本業務を開始できるようにするものとする。

3 前項に定める教育訓練のほか、受注者は、受注者の従業者をして、本業務の履行に際して必要な教

育訓練を受講させなければならない。

(検査)

第 17 条 受注者は、要求水準書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、発注者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月1回提出することを指示することができる。

3 前項の場合において、受注者は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを発注者に提示して検査を受けなければならない。

4 受注者は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。

5 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

6 受注者は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

第 18 条 発注者は、受注者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、発注者に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の検査に準用する。

4 受注者が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

第 19 条 受注者は、要求水準書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、指定期日の延期を認めることがある。

(履行報告)

第 20 条 発注者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して本業務の履行状況等について報告を求めることができ、受注者はかかる要求に対して速やかに応じるものとする。

(改良保全)

第 21 条 発注者又は受注者は、運転維持管理対象施設の機能向上のため、新たに開発された技術の採用による改良等の計画を提案することができる。提案がなされた場合、発注者と受注者は当該提案

の実施及び費用の負担について協議する。

(発注者によるモニタリング)

第 22 条 発注者は、受注者の業務実施状況を確認するための運営モニタリングを行う。受注者は、発注者が行う運営モニタリングに協力する。

- 2 発注者は、受注者の行う本業務の実施に影響を与えないよう配慮して、モニタリング等を行わなければならない。
- 3 発注者は、前2項の定めに関わらず、自己の負担により、運転維持管理対象施設の検査を行うことができる。この場合、発注者は、受注者の通常の営業時間内に、受注者に対する事前の通知を行った上で運転維持管理対象施設へ立ち入り検査、計測等を行う。
- 4 前項の定めに関わらず、受注者が行う本業務の履行に疑義が生じたと発注者が判断した場合又は発注者が緊急を要すると判断した場合は、発注者は、受注者に対する事前の通知を行うことなく、運転維持管理対象施設へ立ち入り検査、計測等を行うことができる。
- 5 発注者は、当該計測及び検査の業務を、法的資格を有する第三者に委託することができる。

(受注者によるモニタリング)

第 23 条 受注者は、運営期間の開始日の●か月前までに、本業務のセルフモニタリングを実施するために必要な計画その他の資料等(以下「**セルフモニタリング計画等**」という。)を作成し、セルフモニタリング計画等について発注者の承諾を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により承認を受けたセルフモニタリング計画等を変更しようとするときは、変更内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により発注者の承諾を得たセルフモニタリング計画等に基づき、自らの費用によって本業務の実施に係るセルフモニタリングを行うものとする。

(発注者による業務の是正勧告)

第 24 条 前2条によるモニタリングの結果、受注者による本業務の遂行が、基本契約、本運転維持管理業務委託契約、要求水準書等を満たしていないと発注者が判断する場合、発注者は受注者に対し、必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、受注者は、第 20 条に基づく履行報告の一環として、当該措置に対する対応状況を発注者の要求に応じて報告するものとする。

(業務責任者等に対する措置要求)

第 25 条 発注者は、受注者の業務責任者、運転管理員、使用人又は第5条の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った再委託先等その他の第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について発注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から 10 日以内に発注者にその結果を通知しなければならない。
- 3 受注者は、発注者の職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、

その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について受注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から 10 日以内に受注者にその結果を通知しなければならない。

(本約款、要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 26 条 受注者は、受注者による本業務の履行内容が本約款、要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者は、必要があると認められるときは、運営期間又は委託費を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(臨機の措置)

第 27 条 受注者は、事故及び災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合、受注者は、その講じた措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、事故、災害防止その他運転維持管理対象施設の運転管理業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。
- 4 受注者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。ただし、不可抗力により臨機の措置を講じた場合には、第 34 条に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

(要求水準書等の未達成)

第 28 条 受注者による本業務の遂行が要求水準書等又は本実施計画書等に定める水準を満たしていないこと(以下「**本件未達成**」という。)が判明した場合は、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、原因を究明し、対応について協議するものとする。

- 2 本件未達成が、受注者の責めに帰すべき事由によらずに生じていた場合は、発注者の費用負担によって、要求水準を満たすよう、運転維持管理対象施設の補修、本業務の改善等を実施する。
- 3 本件未達成が、受注者の責めに帰すべき事由によって生じ、かつ運転維持管理対象施設の運転停止若しくは即時復旧を伴う状況(法令上要求される水質制限の不遵守、給水制限等を含むが、これに限られない。)であった場合、次条の定めによるものとする。
- 4 本件未達成が、受注者の責めに帰すべき事由によって生じたが、前項の状況に該当しない場合、発注者は、本件未達成がかかる場合に該当する旨を受注者に対して通知するとともに、当該通知日から 90 日以内の猶予期間を定めた上で、受注者に対して、受注者に費用負担において、本件未達成の修復又は改善を命ずるものとする。
- 5 前項の場合、発注者は受注者による前項の修復又は改善の結果を確認し、猶予期間を延長すること

で本件未達成が修復又は改善される合理的な見込がある場合は、当該猶予期間を延長することができる。

- 6 第 4 項の場合において、本件未達成が受注者によって猶予期間内に修復又は改善されることが合理的に見込まれない場合は、次条の定めによるものとする。

(要求水準の未達成等に伴う費用負担、固定費 i の減額等)

第 29 条 受注者の責めに帰すべき事由を原因とする、前条に定める対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用、計画外の補修等を行う費用を含むが、これに限られない。)は、全て受注者が負担する。ただし、建設請負事業者の責めに帰すべき設計又は施工上の契約不適合に起因する場合は、この限りではない。

- 2 前条第 3 項及び 6 項の場合、本件未達成発生日から受注者が運転維持管理対象施設の補修、本業務の改善等を行い、運転維持管理対象施設につき正常な運転(要求水準を全て満足した運転をいう。以下同じ。)ができるよう回復したことを発注者が確認した日までの期間に相当する委託費のうち、固定費 i を 10%減額する。なお、複数の固定費 i の減額事由が同時に存在する場合、固定費 i の減額は合計して、50%を限度とする。
- 3 前条第 3 項及び 6 項の場合において、受注者は猶予期間経過後も、受注者の費用負担において、本件未達成の修復又は改善を実施するものとする。
- 4 前項の場合において、受注者の実施した本件未達成の修復又は改善により、本件未達成が修復又は改善した場合、第 2 項に定める固定費 i の減額を停止する。
- 5 第 3 項の場合において、受注者による本件未達成の修復又は改善が見込めないと発注者が合理的に判断した場合、発注者は、何らの催告なく本運転維持管理業務委託契約を解除することができる。

(委託料の支払い)

第 30 条 発注者は、受注者に対し、本約款及び別紙 1「サービスに対する対価の支払」に基づき、委託費を支払う。

- 2 委託費には、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は、発注者に対し、何らの支払いも請求できないものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、発注者は、委託費の支払いにあたり、当該支払時において受注者の発注者に対する支払債務が存在する場合、当該支払債務相当額を委託費から差し引いた上で、これを支払うことができる。

(委託費の改定)

第 31 条 発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、固定費及び変動費の改定を実施できるものとし、詳細については別紙 1「サービスに対する対価の支払」に定めるとおりとする。

(法令変更)

第 32 条 発注者は、本運転維持管理業務委託契約締結後に法令変更(法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又

は公的な解釈等の変更を含み、また、税制に関するものを含む。ただし、受注者の利益に係る法令変更(法人税等)は含まない。以下同じ。)が行われ、受注者の本業務の実施に追加費用が生じるときは、発注者が合理的な範囲でこれを負担する。

- 2 運営期間中に法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。
 - (1) 本業務に関して受注者が受けることとなる影響
 - (2) 本業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細
- 3 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、本運転維持管理業務委託契約の変更その他の報告された事態に対する本運転維持管理業務委託契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。
- 4 発注者は、法令変更により、要求水準書、本運転管理マニュアル及び維持管理計画書等の変更が可能となり、かかる変更により受注者の本業務実施の費用が減少するときは、受注者との協議により要求水準書、本運転管理マニュアル等の変更を行い、委託費を減額する。
- 5 前項により、減額される委託費については、発注者と受注者による協議により決定する。
- 6 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第 46 条の規定に従う。

(不可抗力)

- 第 33 条** 発注者及び受注者は、不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。以下同様。)によりいずれかの当事者が本運転維持管理業務委託契約の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本運転維持管理業務委託契約に基づく履行期日における当該履行義務を免れる。ただし、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第 46 条の規定に従う。

(不可抗力による負担)

- 第 34 条** 不可抗力により本業務に追加の合理的費用(損害を補填等する費用を含む。)が発生した場合、当該費用の負担は事業年度毎に計算するものとし、不可抗力が生じた日が属する事業年度の委託費(変動費については、計画処理量により算出する。)の 100 分の1に至るまでは受注者が当該追加費用を負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。
- 2 発注者及び受注者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(運営期間終了時の明け渡し条件)

- 第 35 条** 受注者は、運営期間満了時に、運転維持管理対象施設を発注者に明け渡す。明け渡し条件は要求水準書等に定めるとおりである。

- 2 受注者は、要求水準書等に基づき、次期運営事業者に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行う。
- 3 運営期間満了後1年の間に、運転維持管理対象施設に関して受注者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書等の未達成が発生した場合には、受注者は自己の費用により改修等必要な対応を行わなければならない。本規定は、本運転維持管理業務委託契約が終了した後においても適用する。
- 4 運転維持管理対象施設の明け渡し時その他の条件は、発注者と受注者との協議により定める。

(受注者の債務不履行)

第 36 条 発注者は、本約款及び要求水準書等に特に規定がある場合のほか、受注者の責めに帰すべき事由により、運転維持管理対象施設の正常な運営ができなくなったときは、受注者が再び本業務を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときを除き、受注者に運転維持管理対象施設の正常な運営ができないことを発注者が確認した日から、最長 90 日の猶予期間を与える。

- 2 90 日間の猶予期間が経過した後であっても、発注者は、合理的な理由がある場合は、受注者との協議を経て、猶予期間の延長を認める。

(受注者の債務不履行に伴う費用負担及び固定費 i の減額)

第 37 条 受注者の債務不履行への対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用、計画外の補修等を行う費用を含む。)は全て受注者が負担する。

- 2 受注者が前条による猶予期間中に、債務不履行の解消等を行い、運転維持管理対象施設の正常な運営ができるよう回復できない場合、一つの債務不履行につき、前条に基づき付与される猶予期間満了の日の翌日から正常な運営ができるよう債務不履行の解消が行われたことを発注者が確認した日までの期間に相当する委託費のうち、固定費 i を 10%減額する。

(発注者の任意解除権)

第 38 条 発注者は、事業期間中、次条又は第 40 条の規定によるほか、必要があるときは、本運転維持管理業務委託契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本運転維持管理業務委託契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 39 条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本運転維持管理業務委託契約の全部又は一部を解除することができる(一部解除については、受注者が共同企業体であるときは、その構成員の一部との間でのみ本運転維持管理業務委託契約を解除する場合を含む。)。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本運転維持管理業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (2) 事業期間内に本業務を完了しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 受注者が、本業務について発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないと

き。

- (4) 受注者が、発注者が請求した日の翌日から起算して30日以内に、第53条の定めに従って保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本運転維持管理業務委託契約の義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第40条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本運転維持管理業務委託契約の全部又は一部を解除することができる(一部解除については、受注者が共同企業体であるときは、その構成員の一部との間でのみ本運転維持管理業務委託契約を解除する場合を含む。)。

- (1) 本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許認可若しくは登録等を取り消され、又は関係する官公庁より営業の停止を命ぜられたとき。
- (2) 受注者及び業務担当者その他使用人が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (3) 受注者が本運転維持管理業務委託契約に違反した状態となった場合において、発注者が第36条の規定に基づき、受注者に対して猶予期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該猶予期間内に当該違反が治癒されないとき。
- (4) 本運転維持管理業務委託契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により、本運転維持管理業務委託契約上の受注者の義務の履行が不能となったとき。
- (6) 受注者が本業務を放棄したと認められるとき。
- (7) 受注者に係る破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について、取締役会において申立てを決議したとき、又は第三者により申立てがなされたとき、若しくは受注者につき支払不能若しくは支払停止となったとき。
- (8) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、本運転維持管理業務委託契約の重大な違反又は抵触があったとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本運転維持管理業務委託契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (11) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「**暴力団対策法**」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。)又は**暴力団員**(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に委託費債権を譲渡したとき。
- (12) 第43条又は第44条の規定によらないで本運転維持管理業務委託契約の解除を申し出たとき。
- (13) 受注者が次の各号のいずれかに該当するとき。

ア **役員等**(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又

はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(14) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 本運転維持管理業務委託契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「**独占禁止法**」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「**納付命令**」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。
- イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「**受注者等**」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第 48 条第7項第2号において同じ。)において、本運転維持管理業務委託契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ウ 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本運転維持管理業務委託契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- エ 本運転維持管理業務委託契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。第 48 条第7項第2号において同じ。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の6、若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは第 95 条第1項第1号に規定する刑が

確定したとき。

(15) 基本契約が終了したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 41 条 第 39 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者による一部解除権)

第 42 条 発注者は、運営期間中、発注者が使用する必要がないと判断した運転維持管理対象施設の設備の一部に係る本業務の委託に係る部分につき、本運転維持管理業務委託契約を解除することができる。

- 2 発注者が、前項に基づき本運転維持管理業務委託契約を部分解除する場合には、解除日の 12 ヶ月前から、受注者と不要設備の使用停止に関し協議するものとし、受注者は、当該協議の結果に従って不要設備の使用停止に向けた必要な措置を講じる。
- 3 発注者は、第1項の解除により受注者に損害が生じたときは、その損害を賠償する。損害賠償金額については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(受注者の催告による解除権)

第 43 条 受注者は、発注者が本運転維持管理業務委託契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本運転維持管理業務委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本運転維持管理業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 44 条 受注者は、第 13 条の規定により業務範囲を変更したため委託費が2分の1以上減少したときは、直ちに本運転維持管理業務委託契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 45 条 第 43 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(法令変更又は不可抗力の場合の解除)

第 46 条 発注者又は受注者は、本運転維持管理業務委託契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合には、本運転維持管理業務委託契約終了に伴う権利義務関係等について協議の上、本運転維持管理業務委託契約を解除することができる。その場合、発注者は、受注者の行った本業務のうち、対応する委託費が支払われていない業務に係る委託費を、速やかに受注者に支払う。解除により発注者又は受注者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。

(本運転維持管理業務委託契約の解除による終了に際しての処置)

第 47 条 本運転維持管理業務委託契約が解除された場合、本運転維持管理業務委託契約は、将来に向かって効力を失うものとする。

- 2 受注者は、本運転維持管理業務委託契約が解除により終了する場合で発注者が運転維持管理対象施設での業務を継続しようとする場合には、発注者の要求に基づき、本業務を継承する事業者（以下「**後任事業者**」という。）への適正な運転等に関する教育を行った上で、引継ぎを行うものとする。
- 3 受注者は、前項の場合において、発注者が要求するときには、発注者が後任事業者を選定し、後任事業者が業務を継承するまで、本運転維持管理業務委託契約の終了にかかわらず、本業務を継続することとし、後任事業者選定後は、適正な運転等に関する教育を行った上で、速やかに、かつ適切に引継ぎを行うものとする。
- 4 受注者は、前2項に規定する引継ぎが終了し、かつ第6項に規定する受注者の責任による処置を終了したときは、後任事業者に対し、定められた期日に運転維持管理対象施設を引き渡す。
- 5 発注者は、第3項に基づき受注者が本運転維持管理業務委託契約の終了後において本業務を継続した場合、本運転維持管理業務委託契約に基づき算定した委託費を、受注者が後任事業者への引き渡しを終了するまでの期間、受注者に支払う。この場合の支払条件等については、発注者及び受注者の協議により定める。
- 6 発注者は、第1項の場合、運転維持管理対象施設につき、基本性能を充足しているか検査を行うことができ、当該検査により、運転維持管理対象施設に基本性能を充足させるために修繕すべき点が存在することが判明した場合には、受注者に対してこれを通知し、受注者は、その責任及び費用においてこれを修繕する。ただし、基本性能の不充足が、発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合には、修繕に要する費用は発注者の負担とし、不可抗力に起因する場合には、第 34 条の規定に従う。
- 7 受注者は、本運転維持管理業務委託契約の解除による終了に際して、運転維持管理対象施設内に受注者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（受注者が本業務の一部を委託し又は請け負わせた者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき、発注者の指示に従わなくてはならない。発注者は、受注者に対して、期間を定めて、受注者の責任及び費用において当該物件を撤去又は処分すべき旨を指示することができる。
- 8 発注者は、前項の場合において、受注者が、正当な理由なく期間内に当該物件の処置につき発注者の指示に従わないときは、受注者に代わって当該物件を処分する等、適切な処置を行うことができる。受注者は、この場合、発注者による処置について異議を申し出ることができず、また、発注者による処置に要した費用を負担しなければならない。
- 9 受注者は、第2項及び第3項に規定する運転維持管理対象施設の運転等に関する教育及び本業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた発注者の損害を賠償するものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 48 条 発注者は、受注者が本運転維持管理業務委託契約の債務の本旨に従った履行をしないとき（要求水準書等において指定期日までに履行することとされている業務を受注者が完了できない場合を含むが、これに限られない。）又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償

を請求することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、解除の日を基準日とする運営期間の残期間に係る委託費の10分の1に相当する金額又は、年間運営費(解除の日が属する年度の翌年度に予定する委託費)のいずれか高い方の金額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第39条又は第40条の規定により本運転維持管理業務委託契約が解除されたとき。
 - (2) 事業期間中に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本運転維持管理業務委託契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本運転維持管理業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 要求水準書等において指定期日までに履行することとされている業務を受注者が完了できない場合において発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託費から既履行部分に相応する委託費を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第40条第13号及び第14号の規定により、本運転維持管理業務委託契約が解除された場合を除く。)において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 本運転維持管理業務委託契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、第2項に規定する額その他、委託費の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第40条第14号アに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第40条第14号イに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号エに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 第40条第14号エに該当する場合であって、第40条第14号アに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- 8 受注者は、本運転維持管理業務委託契約の履行を理由として、第2項及び第7項の違約金を免れることができない。

- 9 第2項及び第7項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。同項の規定により受注者が違約金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- 10 受注者は、第 40 条第 14 号又は第7項各号のいずれかに該当するときは、発注者が本運転維持管理業務委託契約を解除するか否かにかかわらず、同条同項に規定する違約金を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。
- 11 発注者は、第1項、第2項又は第7項の場合において、受注者が特別目的会社であって既に解散しているときは、当該特別目的会社の株主であった全ての構成員に対して違約金及び損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、請求を受けた者は、その額を連帯して発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 49 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本運転維持管理業務委託契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 43 条又は第 44 条の規定により本運転維持管理業務委託契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(損害賠償等)

第 50 条 本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

- 2 本業務に関連して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、受注者は、発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
- 3 本約款に定める固定費 i の減額は、前項に従った発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また固定費 i の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

(所有権)

第 51 条 運転維持管理対象施設の所有権は、発注者に帰属するものとし、運転維持管理対象施設の更新等が行われた場合においても異なる。受注者は、本業務の遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ運転維持管理対象施設に立ち入り、これを無償で使用する権利を有するものであり、その他、運転維持管理対象施設に関していかなる権利も有しない。

- 2 発注者は、受注者に対し、受注者による本業務の遂行のために必要な限度で、運転維持管理対象施設を運営期間中無償で使用させる。

(第三者への損害)

第 52 条 受注者は、その故意若しくは過失又は法令等の不遵守によって、発注者又は第三者に人的又

は物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

- 2 発注者は、前項の定めるところに従って受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 53 条 受注者は、本業務の遂行に必要な保険を、全て運営期間開始以前に自己の費用によって付保し、その保険証書の写しを発注者に提出するものとする。

- 2 発注者が所有又は管理する施設に関する火災保険その他の保険については、発注者が付保するものとする。

(公租公課の負担)

第 54 条 本約款及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、全て受注者が負担する。発注者は、受注者に対して委託費に対する消費税及び地方消費税の額を支払う以外、本約款に関連する全ての租税について、本約款に別段の規定がある場合を除き負担しない。

(秘密保持)

第 55 条 発注者及び受注者は、本運転維持管理業務委託契約又は本業務に関して相手方から提供を受けた情報(以下「**秘密情報**」という。)を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本運転維持管理業務委託契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず適法に取得した情報
- (5) 発注者及び受注者が本運転維持管理業務委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 本業務に関する資金調達等のために開示を必要とする場合

- (5) 発注者が関係法令等に基づき開示する場合
- (6) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 本条に定める秘密保持義務は、本運転維持管理業務委託契約の終了後もその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第 56 条 受注者は、本運転維持管理業務委託契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び長崎市個人情報保護条例(平成 13 年 10 月 1 日条例第 27 号)の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報(以下「**個人情報**」という。)の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本運転維持管理業務委託契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本運転維持管理業務委託契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(株主への支援要請)

第 57 条 受注者は、受注者の財務状況に、破綻又は資金不足の懸念があり、本業務の実施について影響が生じるおそれがある場合は、受注者の株主に対して、追加出資、融資等の手段による支援を要請し、必要な支援等が受けられるよう最大限の努力を行うものとする。

(遅延損害金)

第 58 条 受注者は、本約款に定める損害賠償金又は違約金を、発注者の指定する支払期日を徒過して支払わないときは、発注者に対し、遅延損害金を支払う。

2 発注者は、受注者に支払う委託費を、本約款に規定する支払期日を徒過して支払わないときは、受注者に対し、遅延損害金を支払う。

3 前2項の遅延損害金は、損害賠償金又は違約金に、発注者の指定する支払期日の翌日から支払いが完了した日まで、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をもって計算する(千円未満は切り捨てるものとする。)。

(補則)

第 59 条 本約款(この特約条項を含む。)に定めるもののほか、長崎市上下水道局契約規程(昭和 52 年 4 月 1 日長崎市水道局規程第4号)の定めるところによるものとし、この規定及び本約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙 1「サービスに対する対価の支払」

1. 運転維持管理業務に対する対価

(1) 対価の支払い

市は、本施設の運転維持管理業務に対する対価である委託費を、運営期間にわたって、毎月、運営事業者を支払う。ただし、運営準備期間中に設計及び建設請負事業者が実施する教育訓練を受講するために運営事業者に必要な費用は、受注者が負担する。

(2) 委託費の内訳

委託費は、次に示す固定費と変動費で構成される。

種類		概要	項目
固定費	固定費 i	人件費、事務費、負担金、保険料などの運営に関わる諸費用	・ 運転監視業務(昼間、夜間) ・ 保守点検業務 ・ 見学者対応業務 ・ SPC費用 等
	固定費 ii	運転維持管理費	・ 電気基本料金 ・ 水質管理業務 ・ 発生土処分費 ・ 施設清掃業務 ・ 浄水場エレベーター保守点検業務 ・ 消防設備等保守点検業務 等
	固定費 iii	補修費	・ 中央監視装置メンテナンス業務 ・ 自家用電気工作物保安管理業務 ・ 修繕業務(新浄水場及び場外施設) 等
変動費	変動的な運営費	処理水量によって変更が生じる 用役費	・ 電気使用料金(従量料金) ・ 薬品費 等

(ア) 固定費

事業者が提案した各年度の固定費(物価変動などによる増減額を加算した額)を 12 で除した金額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、年度の最終月分で調整する。

(イ) 変動費

以下に示す方法で算定される金額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合及び実処理水量により

求めた金額と差額が生じる場合には、年度の最終月分で調整する。

【算定式】

変動費 = 浄水処理単価(円/m³) × 浄水処理水量(m³)

※ 浄水処理単価: 浄水処理につき、事業者が提案した浄水処理単価

※ 浄水処理水量: 実績膜ろ過水量

(3) 委託費の支払い方法

(ア) 市は、以下の各号に示す算定式により、毎月末日締めで固定費及び変動費に係る委託費(月額)を算定し、運営事業者へ通知する。なお、固定費 i の減額がある場合には、その旨も併せて通知する。

(a) 固定費(固定費 i + 固定費 ii + 固定費 iii)

・4月分から翌年2月分迄

固定費 = 当該年度固定費 / 12

※1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる

・3月分

固定費 = 当該年度固定費 - 当該年度4月分から翌年2月分までの固定費

(b) 変動費

変動費 = 浄水処理単価 × 当該月浄水処理水量

※1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

※浄水処理水量は、実績膜ろ過水量とする。

(c) 1つの減額事由につき、減額する固定費 i (減額事象に該当する場合)

・当該月の減額対象期間が1ヶ月以上である場合

減額する固定費 i = (a) で算定した固定費 i × 10%

※1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

・当該月の減額対象期間が1ヶ月未満である場合

・減額する固定費 i = 当該年度固定費 i / 当該年度日数 × 10% × 当該月減額対象日数

※1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(イ) 運営事業者は、前項の通知内容に異議がないときには、当該委託費の請求書及び月次の報告書を市に提出する。

(ウ) 市は、前項の請求書を受領後30日以内に、当該請求書に記載の委託費を事業者の銀行口座に入金する。

(エ) (ア)の通知に対して運営事業者より異議の申出がなされた場合には、委託費の金額について、市と運営事業者で協議を行い、精算等を行う。運営事業者が、市から(ア)の通知を受領した後10日以内に異議を申し立てないときは、異議がないものとみなす。

(オ) 委託費は、運営期間の開始日が属する月の翌月よりその支払いを開始する。

(カ) 当該月の固定費の支払対象期間が 1 ヶ月に満たない場合は、以下に示す算定式により、算定される金額を支払う。

$$\text{固定費} = (\text{当該年度固定費} / \text{当該年度日数}) \times \text{当該月支払対象日数}$$

(キ) 運営事業者は、市が委託費を支払ったことによって、当該支払いより前に運営事業者が行った業務の実施に起因する不備等の責任を免れたとみなしてはならない。

2. 物価変動等による改定

市と運営事業者は、物価変動があった場合、委託費の改定に係る協議を行うことができる。

(1) 物価変動等の指標

事業者が提案した各年度の固定費(物価変動などによる増減額を加算した額)を 12 で除した金額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、年度の最終月分で調整する。

対象費用		項目
固定費 i	人件費	毎月勤労統計調査「調査産業計(事業所規模30人以上)／名目賃金指数(現金給与総額)」(長崎県県民生活部統計課)
	その他	「消費税を除く国内企業物価指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
固定費 ii	電気料金	電気基本料金
	その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
固定費 iii	補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／機械修理」(日本銀行調査統計局)
変動費単価	電気使用量(従量料金)	電気料金単価
	薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／ソーダ工業製品」(日本銀行調査統計局)
	その他	「消費税を除く国内企業物価指数／総平均」(日本銀行調査統計局)

(2) 改定方法

(ア) 1 回目の改定

委託費の1回目の改定は、以下の算式により算定する。

$$a+1\text{年度における委託費} = a+1\text{年度の改定前の委託費} \times I_a / I_7$$

$$(Y_{a+1}) \quad (X_{a+1})$$

I_a : a-1年度の 8 月から a 年度の 7 月までの各改定指数の平均値

I_7 : 令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までの各改定指数の平均値

(注) X_{a+1} は、運転維持管理業務委託契約締結時の固定費及び変動費に係る委託費を示す。

(注) Y_{a+1} は、1 回目の改定後の固定費及び変動費に係る委託費を示す。

(注) 改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

運転維持管理業務委託契約締結時の各改定指数の平均値(令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までの平均値)と運営期間開始時の各改定指数の平均値(令和 13 年 8 月から令和 14 年 7 月までの平均値)の物価変動の差が 1.5 ポイントを超える場合に、委託費の改定を行う。

また、運営期間開始時の委託費の改定により、運転維持管理業務委託契約締結時と運営期間開始時の物価変動の差が 1.5 ポイントを超えない場合には、委託費の改定は行わない。この場合、1 回目の改定を行うまでは、各改定指数の令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までの平均値を基準値とし、当該年度における各改定指数(前年度 8 月から当該年度 7 月までの平均値。速報値・確報値を問わず、8 月 31 日時点での最新値を用いる。)と基準値との増減の差が 1.5 ポイントを超える場合に、委託費の改定を行う。

なお、いずれの場合においても、委託費の改定を行う場合には、当該年度の翌年度以降の各年度の委託費を、当該改定率で改定するものとする。電気基本料金については、契約時の料金を基準値とする。電気基本料金、電気・上下水道使用料については、改定指数の変動によらず、電力会社、上下水道事業者の料金設定の変更がある場合を対象とする。2 回目以降の改定についても同様とする。

(イ) 2 回目以降の改定

委託費の 2 回目以降の改定は、以下の算式により算定する。

$$\text{b+1年度における委託費} = \text{b+1年度の改定前の委託費} \times I_b / I_a$$

(Z_{b+1}) (Y_{b+1})

I_a : a-1 年度の 8 月から a 年度の 7 月までの各改定指数の平均値

I_b : b-1 年度の 8 月から b 年度の 7 月までの各改定指数の平均値

(注) Y_{b+1} は、1 回目の改定後の固定費及び変動費に係る委託費を示す。

(注) Z_{b+1} は、2 回目の改定後の固定費及び変動費に係る委託費を示す。

(注) 改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

前回の改定が行われた際(a+1年度)に基準値との比較に用いた各改定指数(I_a)を新たな基準値とし、当該年度における各改定指数(前年度 8 月から当該年度 7 月までの平均値。速報値・確報値を問わず、8 月 31 日時点での最新値を用いる。)と基準値との増減の差が 1.5 ポイントを超える場合に、委託費の改定を行う。

なお、委託費の改定を行う場合には、当該年度の翌年度以降の各年度の委託費を、当該改定率で改定するものとする。

3 回目以降も、上記の考え方に基づき、委託費の改定を行う。

(3) 改定時期

委託費の改定は、受注者から発注者に対し、委託費改定に係る協議要請を通知することによって開始する。

1 回目の改定に係る協議は令和 14 年度中に、2 回目以降の改定に係る協議は 1 回目の改定に係る協議以降毎年 9 月中に、翌年 4 月から始まる委託費の改定に係る協議を行うことを原則とするが、受注者の要請を踏まえ発注者が承諾した場合は、当該協議の時期を前倒して変更することができる。

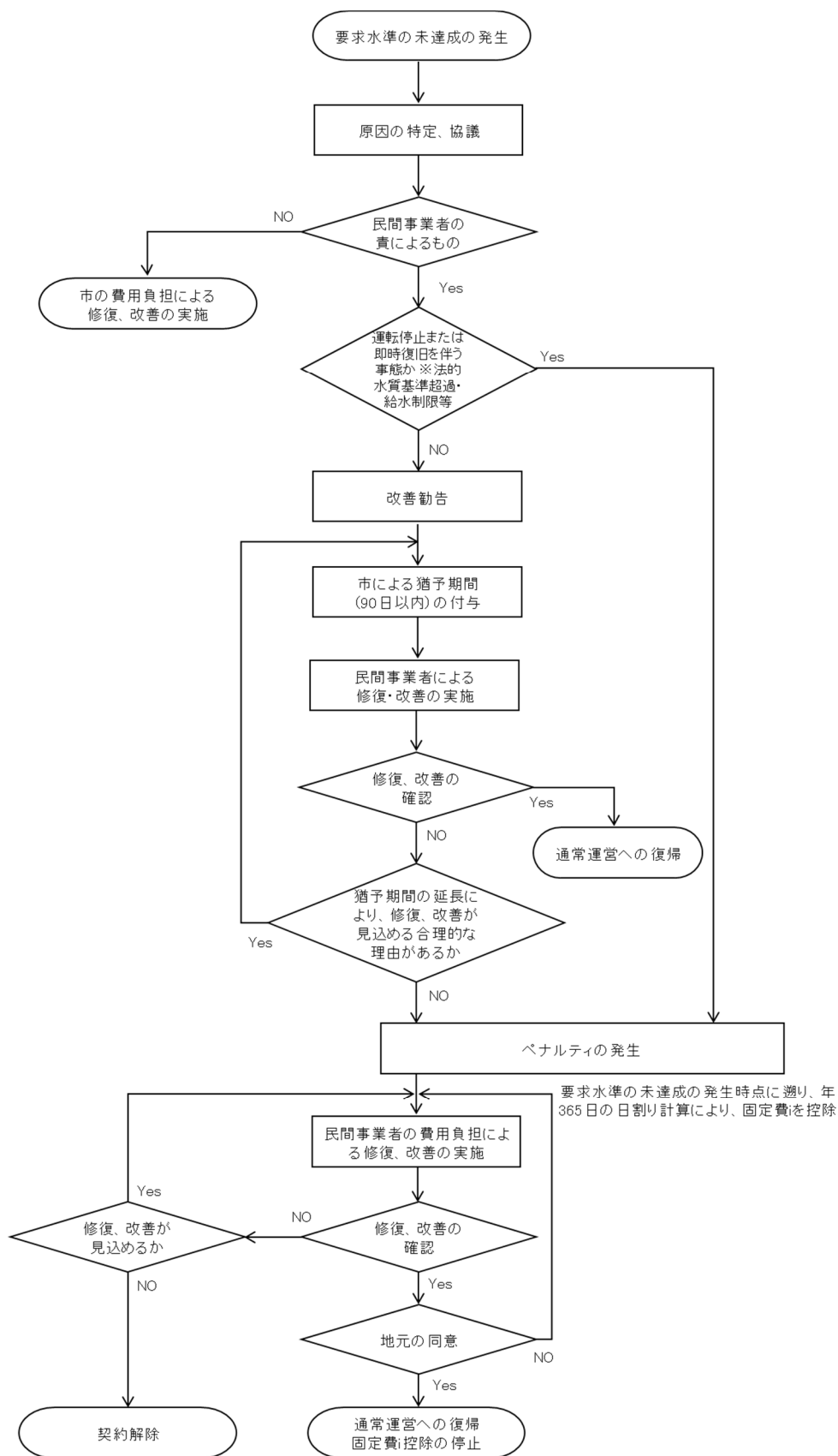
(4) 例外的な改定方法の採用

固定費及び変動費を構成する費目のうち、(1)～(2)による改定方法が適当でないと市が認めた費目については、市と運営事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

3. 要求水準及び事業者提案水準の未達成の場合の取扱い

事業者の責により、要求水準などを満たしていないことが判明した場合における対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用、計画外の補修等を行う費用を含む。)は全て事業者が負担するものとする。

また、要求水準の未達成等の場合の措置及び対価の支払いについては、以下のとおりとする。



(1) 運転維持管理に関する要求水準及び提案水準の未達成の場合

- (ア) 運営に関する要求水準及び提案水準の未達成が生じた場合、市は運営事業者に対して猶予期間を与え、改善策の提出、実施を求めることができる。この場合の猶予期間は 90 日以内とする。ただし、90 日間の猶予期間が経過した後であっても、合理的な理由がある場合には、市は、運営事業者との協議を経て、猶予期間の延長を認める。ただし、水道法上の水道水質基準の超過や給水制限又は給水停止措置、施設の運転停止を伴う場合は、上記の猶予期間を与えず、下記の(ウ)の措置を講ずる。
- (イ) 市は、90 日以内の猶予期間が経過した時点で、改善が行われない場合は、改善が実施されるまで、運営事業者を支払う委託費(固定費 i)を控除して支払う。
- (ウ) 委託費控除の程度は、1 件の改善要求に対して固定費 i の 10%とし、改善要求による改善が完了したと市が認める日まで、各年度日数(365 日若しくは 366 日)の日割り計算で固定費 i から減額する。なお、複数の改善要求による固定費 i の控除の限度は 50%とする。